

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国（日立税務署長）
平成20年6月11日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 訴えの追加的変更がされた場合の出訴期間（行政事件訴訟法14条）の判断基準（原審判決引用）
- (2) 裁決のあったことを知った日から6ヶ月以上経過した後に更正処分の取消しを求める訴えの追加的変更により追加された過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求める訴えは、出訴期間を徒過しており不適法であるとの課税庁の主張が、控訴人会社は更正処分の取消し訴訟については、出訴期間内に提起しているところ、そもそも、過少申告加算税は、附帯税の一つであり、更正処分を基礎として行われるものに他ならず、そして、控訴人会社が過少申告加算税賦課決定処分を違法とする理由は、更正処分を違法とする理由と全く同一の内容であって、このような両者の関係にかんがみれば、更正処分の取消しの訴えは、単に各更正処分に対する不服の表明にとどまるものではなく、これらの処分に基づく附帯税として課された過少申告加算税賦課決定処分に対する不服の表明としての性格も合わせ有するものというべきであるから、過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求める訴えは、出訴期間の関係においては、更正処分の取消しを求める訴えの提起の時に提起されたものと同視することが相当であり、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべきであるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (3) 法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。）36条（過大な役員退職給与の損金不算入）が定める役員退職給与の損金算入に、損金経理が要件とされている趣旨（原審判決引用）
- (4) 法人税法36条により役員に対する退職給与を損金の額に算入するための要件（原審判決引用）
- (5) 退職慰労金が原告会社の社員総会において承認され、費用として確定したのは平成13年3月期であると認められるところ、控訴人会社は平成13年3月期の確定した決算において退職慰労金を費用又は損失として経理していないから、法人税法36条、2条25号により退職慰労金を損金と認めることはできないし、また、控訴人会社は、平成12年3月の確定申告において退職慰労金を未払金として計上しているが、退職慰労金が確定した平成13年3月期において、損金の額に算入して確定申告をしていないから、法人税基本通達9-2-20によっても、損金経理をしたとの取り扱いをすることはできないとされた事例（原審判決引用）
- (6) 平成12年3月期の確定申告において、退職慰労金の全額を損金経理により、未払金として計上していた以上、当該退職慰労金について、平成13年3月期において新たに損金経理を要求する合理的な理由はなく、当然に、同事業年度において損金に算入されるべきであるとの控訴人会社の主張が、そもそも、退職慰労金は、平成12年3月の確定申告の段階においては未払金として計上されていたにすぎず、控訴人会社の社員総会による承認も経ていない未確定のものであったから、そのようなものを法人税法36条による損金算入の対象と認めることはできず、控訴人会社が平成13年3月期において本件退職慰労金について損金算入の取り扱いを受けるためには、法人税基本通達9-2-20が求める手続きを履践する必要があるというべきであり、そして、法人税基本通達9-2-20は、法人税法36条の趣旨を踏まえ、退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において未払金として計上したという事実にとどまらず、その後、その退職給与の額が確定した日の

属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度において、その確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入した場合には、当該法人により、退職給与が費用としての性質を有することが明らかにされたものと評価し、当該事業年度において、当該退職給与の額を損金として算入する途を開いたものと解されるのであるから、控訴人会社が単に平成12年3月期の確定申告において退職慰労金を未払金として計上したことのみによって同基本通達によって損金経理があったと評価することはできないとして排斥された事例（原審判決引用）

- (7) 国税通則法23条2項の趣旨、目的に照らせば、控訴人会社がした更正の請求が適法なものとして是認されるか否かは、控訴人会社が退職慰労金を平成13年3月期において損金に計上しないで確定申告し、後に更正の請求という手段によって損金計上の実現を求めることが、申告時には予知し得なかった事情その他やむを得ないと評価できる後発的な事情に基づくものと評価することができるか否かという点を踏まえて検討する必要があるところ、控訴人会社としては、平成12年3月期における役員退職慰労金の損金計上の当否を訴訟において争うことはもとより、その主張が将来訴訟上認められない場合を慮って、更正処分後にした平成13年3月期の法人税の確定申告において、当該退職慰労金を損金に計上して確定申告することは十分可能であったというべく、これが不可能であったとか、著しく困難であったという事情は何ら認められず、控訴人会社としては、このような手段を講じていれば、仮に、平成12年3月期の損金算入が訴訟上否定されたとしても、少なくとも、平成13年3月期において当該退職慰労金を損金として算入するという結果を得ることができたというべきであるから、本件について、国税通則法23条2項が更正の請求を認める場合として予定するような、申告時には予知し得なかった事情その他やむを得ないと評価すべき後発的な事情により更正の請求をした場合に該当するということは困難であるとされた事例（原審判決引用）
- (8) 国税通則法23条2項1号は、文言上、やむを得ない事情が後発的に生じたために当該更正の請求に至ったという限定的な解釈をすべき根拠は何ら見当たらないとの控訴人会社の主張が、同条2項3号は「その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき」を掲げていることに照らしても、同条2項は、申告時には、予知し得なかった事態その他やむを得ないと評価できる事情が後発的に生じたことにより、当初の課税が実体的には不当になった場合における救済規定と理解すべきであるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (9) 控訴人会社の平成12年3月期の更正処分等の取消訴訟に係る控訴人会社の請求を棄却する旨の高裁判決により、役員退職慰労金が平成12年3月期ではなく平成13年3月期に確定したことが明らかにされた以上、同判決は控訴人会社の平成13年3月期に係る「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」（国税通則法23条2項1号）に該当し、かつ、これにより「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」（同号）から、控訴人会社がした更正の請求は同号により認められるべきであるとの控訴人会社の主張が、国税通則法23条2項1号の文言に即して検討してみても、控訴人会社が問題とする平成12年3月期の確定申告に基づく課税と平成13年3月期の確定申告に基づく課税は、課税の根拠を異にする別個のものである上、原告が退職慰労金を平成13年3月期において損金に計上するためには、平成12年3月期において未払金として計上するにとどまらず、退職慰労金を平成13年3月期の確定申告において損金に計上して確定申告するという新たな行為が必要なのであるから、別件訴訟の確定判決により退職慰労金が平成12年3月期の損金として算入されない旨の判断が示されたとしても、そこから当然に、当該退職慰労金が平成13年3月期の損金として算入される旨の法的効果が導き出されることにはならず、そうすると、別件訴訟の確定判決が平成13年3月期の「課税標準等又は税額等の基礎となっ

た事実に関する訴えについての判決」(国税通則法 23 条 2 項 1 号)に該当するものではないことはもとより、別件訴訟の確定判決によって「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」(同号)と認めることも困難というほかないとして排斥された事例(原審判決引用)

- (10) 控訴人会社の更正の請求を認めないとすると、本来当然に損金に計上されるべき退職慰労金が課税関係に何ら反映されないことになって不当であるとの控訴人会社の主張が、たしかに、控訴人会社において別件訴訟における主張と矛盾する内容の確定申告をすることについて、躊躇ないし抵抗感を感じたとしても、それには、無理からぬ側面が存することは否定できないものの、平成 12 年 3 月期の更正処分を争う一方で、退職慰労金を平成 13 年 3 月期において損金に算入して確定申告するという手段を採ることは容易であり、控訴人会社は上記手段によって平成 13 年 3 月期において退職慰労金を損金に算入するという法人税法上の効果を享受することが十分可能であったと認められるところ、控訴人会社がこのような手段に出なかった以上、控訴人会社の更正の請求が認められないことにより、退職慰労金が損金に計上されないという結果になったとしてもやむを得ないといわざるを得ないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (11) 更正すべき理由のない旨の通知処分が取消されるべきものを前提としてなされた控訴人会社の減額更正処分の義務づけの請求が(行政事件訴訟法 3 条 6 項 2 号、37 条の 3)、通知処分は適法であるから、上記義務づけの訴えはその前提を欠き、不適法であって却下されるべきであるとされた事例(原審判決引用)
- (12) 本件各更正処分及び本件賦課決定処分に関して、平成 13 年 3 月期において法人税法 36 条の定める損金算入の要件を満たしているとの控訴人会社の主張が、役員退職給与は、役員報酬の後払的性質のほか、功劳報酬的(賞与的)性質をも併せ有することから、法人税法 36 条は、役員賞与との関連において、明確に損金経理したもののみを損金とすることとしているのであり、また、法人税基本通達 9-2-20 は、帰属事業年度における損金経理を不要とする趣旨ではなく、「確定申告書において損金の額に算入する」という行為を当該事業年度の損金とする旨の意思表示とみているのであるとして排斥された事例
- (13) 法人税法 36 条(過大な役員退職給与の損金不算入)が退職給与額の確定事業年度の確定決算での損金処理を要求していないとして、本件において、更正の請求が認められるべきであるとの控訴人会社の主張が、同条は、当該事業年度における損金経理を要件としているのであるから、控訴人会社の上記主張は、その前提を欠くとして排斥された事例
- (14) 本件訴訟における課税庁の主張が、別件訴訟における主張と矛盾し、禁反言の原則に反するとの控訴人会社の主張が、別件訴訟において、課税庁は、本件退職慰労金が平成 12 年 3 月期の損金の額に算入できないとの主張を行ったにすぎず、平成 13 年 3 月期の損金の額に算入できるとの主張はしていないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 訴えの追加的変更がされた場合、追加された訴えは新たな訴え提起にほかならないから、出訴期間の遵守の有無は、従前から存する訴えと追加請求された訴えとの間に存する関係から、追加された請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときを除き、訴えが追加された時を基準として決すべきである(最高裁昭和 61 年 2 月 24 日判決・民集 40 卷 1 号 69 頁)。
- (2) 省略
- (3) 内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給する退職給与の額を各事業年度の

所得の計算上損金の額に算入するためには、当該事業年度において損金経理することが要件とされているのは、役員に対して支給される退職給与には、過去の勤労に対する対価の後払（費用）としての性質にとどまらず、在職中の功労に対する報償（利益処分）という性質も含まれるため、使用人に対する退職給与の場合（法人税法３６条の３）と異なり、特に、法人が当該事業年度において損金経理をし、退職給与が費用としての性質を有することを明らかにした額のみを損金に算入しようという要件を課すことにより、退職給与に名を借りた利益処分がなされることを防止しようとした趣旨であると解される。

- (4) 法人税法３６条等の趣旨、目的及びその内容に照らせば、内国法人が法人税法３６条により役員に対する退職給与を損金に算入するためには、当該退職給与の額が確定した事業年度において損金経理をすることが必要であり、また、法人税基本通達９－２－２０により損金経理をしたとの取り扱いを受ける場合であっても、当該法人が退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において未払金として計上したというにとどまらず、その後その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度においてその確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入したことが必要というべきである。

- (5)～(14) 省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（○ ○）第● ●号、平成２０年１月１６日判決、本資料２５８号－３・順号１０８６１）

判	決
控 訴 人	医療法人Ｂ
代表者理事長	甲
訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛
同	北村 美穂子
同	高垣 勲
被控訴人	国
代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	日立税務署長
	桑原 和明
指定代理人	坂本 隆一
同	村手 康之
同	中坪 敬治
同	清野 将史

- 主 文
- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

- 事 実 及 び 理 由
- 第１ 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

- 2 日立税務署長が控訴人に対し平成16年5月21日付けでした、控訴人の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分（ただし、平成16年10月1日付け異議決定及び同月29日付け減額更正処分によりそれぞれ減額された額を超える部分に限る。以下同じ。）を取り消す。
- 3 日立税務署長が控訴人に対し平成16年5月21日付けでした、控訴人の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、平成16年10月1日付け異議決定及び平成17年10月26日付け裁決によりいずれも一部取り消された額を超える部分に限る。以下同じ。）をいずれも取り消す。
- 4 日立税務署長が控訴人に対し平成17年2月1日付けでした、控訴人の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度及び平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度の各法人税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分をいずれも取り消す。
- 5 日立税務署長は、控訴人の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度及び平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度の各法人税につき、原判決別紙1記載のと通りの減額更正処分をせよ。
- 6 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

- 1 事案の概要、争いのない事実等、関連法令の定め、争点及び当事者の主張については、次のとおり付け加えるほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人の当審における補充主張の要旨

(1) 本件各更正処分及び本件賦課決定処分の適法性に関する原判決の判断について

ア 法人税法36条において役員退職金についての損金経理が求められていた趣旨は、役員退職金が労務の対価の後払的性格と共に報奨金的性格も有すると解釈されてきたこと、また、法人税法上、役員賞与が利益処分とされ費用性を否定されていた関係から、役員退職金から報奨金的意味を有する部分を除外するため、法人に対し、損金経理によって費用性を明確にすることを要請したものである。すなわち、法人税法36条が役員退職金を損金算入する要件として損金経理を要求していた趣旨は、利益処分に該当する役員賞与と費用に該当する役員退職給与との関連において、損金経理という法人の意思決定により、役員退職給与の額を明確にさせる趣旨であったと解される。

ところで、平成18年法人税法改正は、会社法改正に伴って役員賞与についても役員退職金と同様に扱うこととし、役員退職金につき損金経理を不要としたものであるか、同改正の経緯に照らせば、そもそも上記区別のための損金処理は単なる政策目的のものにすぎないといえることができる。

控訴人は、平成12年3月期の確定申告において、本件退職慰労金の全額を損金

経理により未払金として計上していたから、本件退職慰労金を損金とする控訴人の意思はこれにより十分示されている。仮に上記未払金としての損金処理では不十分であるとしても、本件においては、平成13年3月期事業年度中の平成12年5月8日に本件退職慰労金について社員総会の決議がされており、その時点で債務が確定しているから、法人税法36条の趣旨を満たすものである。

よって、平成13年3月期における本件退職慰労金の損金算入を認めないとした本件更正処分は、違法として取り消されなければならない。

イ また、法人税基本通達9-2-20は、退職給与の額について、損金経理を行う事業年度と退職給与か損金として帰属する事業年度の分離を認め、確定事業年度では申告調整（申告実務上は、確定申告書別表4で調整）により損金に算入すれば足りるとするものである。かかる分離が認められるのは、法人税法36条は「利益処分に該当する役員賞与」と「費用に該当する役員退職給与」の区別を明確にするために損金経理を要求しているにとどまり、退職金額の確定事業年度における損金経理を厳格に要求していないからにはほかならない。したがって、法人税基本通達9-2-20が未払金による損金経理に加えて「損金の額に算入」することを要求しているとしても、それは費用の帰属事業年度を画するために要求したにすぎず、「損金経理」の要件を補完するためのものではないと解すべきである。

本来、法人が未払金による損金経理を行った以上、役員退職給与を費用処理するという法人の意図は明らかであって、その帰属事業年度において当然に損金に算入されてしかるべきであり、確定申告書で損金に算入していなかったとしても、更正の請求の要件に該当する限り、損金算入が認められるべきである。

(2) 本件各通知処分の適法性に関する原判決の判断について

ア 上記のとおり、法人税法36条は、退職給与額の確定事業年度の確定決算での損金処理までを要求していないと解される。未払金として損金経理のされている本件においては、国税通則法23条2項1号の要件に該当する限り、更正の請求における損金算入が認められるべきであり、確定申告時に損金に算入していないことを理由に更正の請求を否定する原判決は、不当である。

イ 原判決は、「別件確定判決により本件退職慰労金が平成12年3月期の損金として算入されない旨の判断が示されたとしても、そこから当然に、本件退職慰労金が平成13年3月期の損金として算入される旨の法的効果が導き出されることにはならない」として、別件確定判決は、国税通則法23条2項1号に規定する「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当しないとした。しかしながら、別件確定判決は、控訴人が確定申告の際に計算の基礎とした事実（平成12年3月期中に確定したという事実）とは異なり、平成12年5月8日の臨時社員総会決議により（すなわち平成13年3月期中に）本件退職慰労金の額が決定したと判断したのであるから、別件確定判決が国税通則法23条2項1号に規定する「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当することは明らかであり、原判決の判断は誤っている。

ウ 国税通則法23条2項1号は、「当初申告の課税標準等の計算基礎となった事実に関する訴え」についての判決が確定したこと自体を、更正の請求が認められる事

由として規定しているものであり、条文の文言上規定されていない「やむを得ない理由」を付加することは、憲法 8 4 条の定める租税法律主義に反するものであって、許されない。

エ 原判決は、「原告としては、平成 1 2 年 3 月期における本件退職慰労金の損金計上の可否を訴訟において争うことはもとより、その主張が将来訴訟上認められないことを慮って、……平成 1 3 年 3 月期の法人税の確定申告において、本件退職慰労金を損金に計上して確定申告することは十分可能であった」というが、控訴人は、平成 1 2 年 3 月期に本件退職慰労金を損金計上し、これを含めた損益計算書や貸借対照表を作成した上で、平成 1 3 年 3 月期の会計処理を継続している。本件退職慰労金を平成 1 3 年 3 月期に再度損金計上すれば、損金の二重計上となってしまう。原判決は、納税者に期待可能性のない神のような行動を求めるもので、納税者の裁判を受ける権利を奪うものであり、憲法 3 2 条に反する解釈である。

オ 本件退職慰労金については、別件訴訟において、国はその帰属年度を争い、控訴人が平成 1 2 年 3 月期帰属を主張したのに対して、課税庁は平成 1 3 年 3 月期帰属を主張して、別件確定判決は、平成 1 3 年 3 月期帰属と認定した。控訴人は、別件確定判決と別件訴訟における課税庁の主張に従って、平成 1 3 年 3 月期の所得計算を行ったのであるから、これを認めなければ、禁反言の原則に反する。被控訴人は、本件訴訟において、別件訴訟での主張と矛盾する主張をなし、信義則や正義公平の原則に反して、納税者の失権をねらっている。

(3) 減額更正処分の義務付けについて

本件退職慰労金の帰属年度は、いずれの時期に損金計上を認めるべきかという問題である。換言すれば、いずれかの時期に損金計上を認めなければならず、本件退職慰労金を永久に損金計上させないとすることはあり得ない。平成 1 3 年 3 月期における損金計上が認められないとすれば、所得のない（損金計上のされない）ところに課税を行ったことになる。更正の請求制度は、手続制度であり、かかる手続法の解釈によって、納税者の権利の失権を考えるのは、実体的真実によらない課税であり、憲法 8 4 条に反する。課税庁の職員は、真実に従った更正義務があるから、国税通則法 2 4 条に従って更正しなければならない。

第 3 当裁判所の判断

【判示(1)】 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の当審における補充主張に対する判断

(1) 本件各更正処分及び本件賦課決定処分の適法性について

控訴人は、本件各更正処分及び本件賦課決定処分に関して、控訴人が平成 1 3 年 3 月期において法人税法 3 6 条の定める損金算入の要件を満たしていると主張する。

【判示(12)】 しかしながら、前記引用に係る原判決の説示するとおり（「第 3 当裁判所の判断」2）、法人税法 3 6 条等の趣旨、目的及びその内容に照らせば、内国法人が法人税法 3 6 条により役員に対する退職給与を損金に算入するためには、当該退職給与の額が確定した事業年度において損金経理をすることが必要であり、また、法人税基本通達

9-2-20により損金経理をしたとの取り扱いを受ける場合であっても、当該法人が退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において未払金として計上したというにとどまらず、その後その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度においてその確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入したことが必要というべきである。

すなわち、役員退職給与は、役員報酬の後払的性質のほか、功劳報酬的（賞与的）性質をも併せ有することから、法人税法36条は、役員賞与との関連において、明確に損金経理したもののみを損金とすることとしているのである。また、法人税基本通達9-2-20は、帰属事業年度における損金経理を不要とする趣旨ではなく、「確定申告書において損金の額に算入する」という行為を当該事業年度の損金とする旨の意思表示とみているのである。

控訴人の主張は、採用することができない。

(2) 本件各通知処分 of 適法性について

控訴人は、控訴人のした更正の請求は、国税通則法23条2項1号により認められるべきであると主張する。

しかしながら、前記引用に係る原判決の説示するとおり（「第3 当裁判所の判断」3）、控訴人のした更正の請求は、国税通則法23条2項1号により更正の請求が認められる場合に当たらないから、本件各通知処分はいずれも適法というべきである。

すなわち、別件確定判決により本件退職慰労金が平成12年3月期の損金として算入されない旨の判断が示されたとしても、それは、同期において本件退職慰労金がいまだ債務として確定していないことが判断されたにすぎないものであるから、そこから当然に本件退職慰労金が平成13年3月期の損金として算入されることにはならないから（退職慰労金は、いつでも支払得るものであるから、平成12年3月期に損金として算入すべきでないことから、平成13年3月期に損金として算入すべきことにはならない。）、別件確定判決が国税通則法23条2項1号にいう「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当するものとはいえない。また、国税通則法23条2項は、1項の例外として同項所定の期間内に更正の請求をしなかったことにつきやむを得ない理由がある場合において更正の請求をすることができることを規定したものと解されるところ（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同15年4月25日第二小法廷判決・裁判集民事209号689頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同17年4月14日第一小法廷判決・民集59巻3号491頁参照）、本件においては、平成12年3月期の損金としては認められない旨の同年12月25日付け更正処分が既にされているのであるから、控訴人が、平成12年3月期に関する更正処分を争う一方で、同更正処分を前提とし、別件訴訟に影響を与えるものでないことを留保した上で、本件退職慰労金を平成13年3月期に損金に算入して確定申告するという手段をとることに格別の困難が存在しなかったのであるから、この点からも、控訴人の更正の請求は国税通則法23条2項1号により更正の請求が認められる場合に当たらない。

【判示(13)】

なお、控訴人は、法人税法36条が退職給与額の確定事業年度の確定決算での損金処理を要求していないとして、本件において、更正の請求が認められるべきであると

するが、同条は、当該事業年度における損金経理を要件としているのであるから、控訴人の上記主張は、その前提を欠く。

【判示(14)】

控訴人は、本件訴訟における被控訴人の主張が、別件訴訟における主張と矛盾し、禁反言の原則に反するというが、証拠（甲 1、2 及び弁論の全趣旨）によれば、別件訴訟において、日立税務署長は、本件退職慰労金が平成 12 年 3 月期の損金の額に算入できないとの主張を行ったにすぎず、平成 13 年 3 月期の損金の額に算入できるとの主張はしていない。

控訴人の主張は、いずれも採用することができない。

(3) 減額更正処分の義務付けについて

控訴人は、平成 13 年 3 月期における損金計上が認められないとすれば、所得のないところに課税を行ったことになるから、課税庁は更正をしなければならないと主張する。

しかしながら、控訴人の減額更正処分の義務付け請求が、その前提を欠き、不適法であることは、前記引用に係る原判決の説示するとおり（「第 3 当裁判所の判断」3）である。

3 結論

以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 17 民事部

裁判長裁判官 南 敏文

裁判官 安藤 裕子

裁判官 三村 量一